七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。以下同じ。）

（略）	（略）	（略）

二　次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者であつて、第二十二条及び第二十三条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を修了したもの

学校	学科	経験年数
（略）	小型鋼船造船業又は小型鋼船製造業に係る主任技術者の場合	小型鋼船修繕業に係る主任技術者の場合
（略）	（略）	（略）

三　（略）

2　法第十一条第二項第四号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、次に掲げる者とする。

一　次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、木船の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者

学校	学科	経験年数
（略）	木船造船業又は木船製造業に係る主任技術者の場合	木船修繕業に係る主任技術者の場合
（略）	（略）	（略）

二　次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した（当該学科を修得して学校教育法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、木船の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者であつて、登録講習を修了したもの

学校	学科	経験年数
（略）	木船造船業又は木船製造業に係る主任技術者の場合	木船修繕業に係る主任技術者の場合
（略）	（略）	（略）

八十八号）による大学を含む。以下同じ。）

（略）	（略）	（略）

二　次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者であつて、第二十二条及び第二十三条の規定により国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を修了したもの

学校	学科	経験年数
（略）	小型鋼船造船業又は小型鋼船製造業に係る主任技術者の場合	小型鋼船修繕業に係る主任技術者の場合
（略）	（略）	（略）

三　（略）

2　法第十一条第二項第四号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、次に掲げる者とする。

一　次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した後、木船の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者

学校	学科	経験年数
（略）	木船造船業又は木船製造業に係る主任技術者の場合	木船修繕業に係る主任技術者の場合
（略）	（略）	（略）

二　次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した後、木船の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者であつて、登録講習を修了したもの

学校	学科	経験年数
（略）	木船造船業又は木船製造業に係る主任技術者の場合	木船修繕業に係る主任技術者の場合
（略）	（略）	（略）